

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

法令名	電気工事業の業務の適正化に関する法律	根拠条項	27-1	不利益処分の種類	登録・通知電気工事業者への危険等防止命令	資料番号	71	担当課	消防防災安全課
電気工事業の業務の適正化に関する法律 (昭和四十五年五月二十三日法律第九十六号) (危険等防止命令) 第二十七条 経済産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた登録電気工事業者又はこれらに第十七条の二第一項の規定による通知をした通知電気工事業者が次の各号の一に該当するときは、当該登録電気工事業者又は通知電気工事業者に対し、電気工事による危険及び障害の発生の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 一 登録電気工事業者又はこれらに第十七条の二第一項の規定による通知をした通知電気工事業者が故意又は過失により電気工事を粗雑にしたために危険及び障害が発生したとき、又は発生するおそれが大であるとき。 二 第二十三条又は第二十四条の規定に違反して電気工事業を営んでいるとき。 (自家用電気工事のみに係る電気工事業の開始の通知等) 第十七条の二 自家用電気工作物に係る電気工事(以下「自家用電気工事」という。)のみに係る電気工事業を営もうとする者は、経済産業省令で定めるところにより、その事業を開始しようとする日の十日前までに、二以上の都道府県の区域内に営業所を設置してその事業を営もうとするときは経済産業大臣に、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設置してその事業を営もうとするときは当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。 (電気用品の使用の制限) 第二十三条 電気工事業者は、電気用品安全法第十条第一項の表示が付されている電気用品でなければ、これを電気工事に使用してはならない。 2 電気用品安全法第二十七条第二項の規定は、前項の場合に準用する。 (器具の備付け) 第二十四条 電気工事業者は、その営業所ごとに、絶縁抵抗計その他の経済産業省令で定める器具を備えなければならない。 電気工事業の業務の適正化に関する法律施行規則 (昭和四十五年十月三十日通商産業省令第百三号) (器具) 第十一条 法第二十四条の経済産業省令で定める器具は、次のとおりとする。 一 自家用電気工事の業務を行う営業所にあつては、絶縁抵抗計、接地抵抗計、抵抗及び交流電圧を測定することができる回路計、低圧検電器、高圧検電器、継電器試験装置並びに絶縁耐力試験装置(継電器試験装置及び絶縁耐力試験装置にあつては、必要なときに使用し得る措置が講じられているものを含む。) 二 一般用電気工事のみの業務を行う営業所にあつては、絶縁抵抗計、接地抵抗計並びに抵抗及び交流電圧を測定することができる回路計									

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	71	担当課	消防防災安全課
法令名	電気工事業の業務の適正化に関する法律	根拠条項	27-1	不利益処分の種類	登録・通知電気工事業者への危険等防止命令	
電気用品安全法 (昭和三十六年十一月十六日法律第二百三十四号) (販売の制限) 第二十七条 電気用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、第十条第一項の表示が付されているものでなければ、電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。 2 前項の規定は、同項に規定する者が次に掲げる場合に該当するときは、適用しない。 一 特定の用途に使用される電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列する場合において、経済産業大臣の承認を受けたとき。 二 第八条第一項第一号の承認に係る電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列するとき。						